

労災保険からのお知らせ

労働者の方が仕事や通勤が原因で被災された場合には、ご本人やご遺族の方に「労災保険制度」により補償が行われます。

1 今回の地震に関する労災補償の考え方について

仕事中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等、業務が原因で被災された場合は、労災補償の対象となります。

通勤途上で被災された場合も、業務災害と同様に労災補償の対象となります。

2 労災保険の請求について

被災された労働者の方やそのご遺族の方が請求を行っていただいた上で、労災保険の対象となるか否かの調査を行います。

労災請求については、被災された労働者の方が所属していた事業場を管轄する労働基準監督署で受け付けておりますが、今回の地震によるケガや死亡等に関する請求については、全国のすべての監督署で受け付け、所轄の監督署に回送しております。また、労働局の実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けております。

※ やむを得ない事情により医師や事業主の証明を受けられない場合や所定の請求書が入手できない場合でも、任意の様式により受け付けております。

3 労災保険の認定手続について

ご提出いただいた請求書に基づき、労働基準監督署で被災状況など調査した上で、労災の対象となるか否かの認定を行うこととなりますので、労災請求に当たっては、身分や賃金の額がわかる資料（社員証、賃金明細書など）を用意していただくようお願いいたします。

なお、これらが無い場合には、以下の事項について、可能な範囲で関係者からの聞き取りなどにより労災保険の対象となるかを判断しますので、ご協力をお願いします。

- ① 労災保険の対象となる会社か否か
- ② 被災された方は労働者であるか否か
- ③ 仕事や通勤が原因で被災されたか否か
- ④ 毎月の給与や賞与の額
- ⑤ 家族の状況や生計の維持など

詳しいことやご不明な点については、裏面の

神奈川労働局労災補償課又は最寄りの労働基準監督署までお尋ね下さい。

労働局・労働基準監督署一覧

労働局・監督署名	郵便番号	所在地	電話番号
神奈川労働局 労災補償課	〒231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同 庁舎8階	045-211-7355
横浜南労働基準監督署	〒231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同 庁舎9階	045-211-7376
鶴見労働基準監督署	〒230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-501-4968
横浜西労働基準監督署	〒247-8555	横浜市栄区笠間1-2-4	045-892-3141
横浜北労働基準監督署	〒222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港 北地方合同庁舎3F	045-474-1253
川崎南労働基準監督署	〒210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1271
川崎北労働基準監督署	〒213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	044-820-3181
横須賀労働基準監督署	〒237-0072	横須賀市長浦町1-1609	046-823-0858
藤沢労働基準監督署	〒251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁 舎3F	0466-23-6753
平塚労働基準監督署	〒254-0047	平塚市追分1-1	0463-32-4600
相模原労働基準監督署	〒252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模 原地方合同庁舎4F	042-752-2051
厚木労働基準監督署	〒243-0014	厚木市旭町2-2-1	046-228-1331
小田原労働基準監督署	〒250-0004	小田原市浜町1-7-11	0465-22-7151

【労災保険についてのQ&A】

1 工作中に地震や津波に遭遇して、ケガ(死亡)をしたのですが、労災保険が適用されますか。

答) 工作中に地震や津波に遭い、ケガをされた(死亡された)場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

2 夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が転覆し亡くなりました。労災保険が適用されますか。

答) 船員が船舶で工作中に津波に巻き込まれ被災された場合には、業務災害として労災保険給付が受けられます。

3 工作中に地震にあつて、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした(死亡した)場合は、労災保険が適用されますか。

答) 工作中に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。
したがって、津波に限らず、避難行為中に怪我をされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。

4 工作中に津波にあつて未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

答) 震災により行方不明となった方については、警察の調査により死亡が判明した場合、あるいは、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡と見なされた場合、労災保険の遺族補償給付の請求ができます。

なお、今回の震災により行方がわからない方については、特例的に民法に規定する一年よりも短い期間で労災認定ができるようにすることを検討中です。